

関西電力（株）第 98 回定時株主総会における議決権行使

関西電力（株）の第 98 回定時株主総会において、本市は下記のとおり株主提案議案の提出及び議決権の行使を行いました。

記

1. 本市提案議案

別紙 1 のとおり

2. 議決権行使内容

別紙 2 のとおり

以上

関西電力株式会社第98回定時株主総会における神戸市提案

第18号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第5条の2 本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、併せて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

第19号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第50条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化等による供給力確保に最大限努めるとともに、代替電源の確保は、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

第 20 号議案 定款一部変更の件（3）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 14 章 持続可能な社会の実現への貢献

（ゼロカーボン社会の実現への貢献）

第 55 条 本会社は、地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業をはじめとする事業活動に伴う CO2 排出を 2050 年までに全体としてゼロとする。

2 本会社は、第 2 条に掲げる事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、環境の保全と経済・社会の持続的発展へ貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠であり、「ゼロカーボンビジョン 2050」で示した方向性を長期にわたる経営の根幹に据え、揺るぎなく取り組むとの会社としての決意を表明・位置づけるものとして、発電をはじめとするすべての事業活動のゼロカーボン化の実現、社会のゼロカーボン化への貢献を「定款」に記載するべきである。

このゼロカーボン化は、原子力に依存することなく、2030 年までに国内における供給電力の再生可能エネルギーの比率を 45%以上にするなどの再エネの最大限導入・主力電源化を軸に、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用により実現するべきである。

第 22 号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 13 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第 52 条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案理由

ウクライナにおける武力紛争での原子力施設への攻撃や福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかである。

原子力発電を最大限に活用するため、7 基体制の確立やリプレースを見据えた次世代軽水炉等の検討が進められているが、原子力発電を脱炭素社会実現のための選択肢と捉えるのではなく、再エネを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第 1 項の電力供給体制が構築されるまでの間において原子力発電所を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

第 23 号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 15 章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新
(気候関連のリスクと機会の開示)

第 56 条 本会社は、パリ協定の長期目標と整合する 2050 年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。

2 第 1 項に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

▼提案理由

TCFD に賛同署名し 2050 年 2°C 上昇シナリオを軸に、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスクや事業機会が定性的に分析されているものの、パリ協定の目標に沿った投融資を受けるうえで、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す 1.5°C 上昇シナリオについて、具体的かつ定量的な気候変動に関する財務情報開示を積極的に行う必要がある。脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、企業価値の向上と持続的な成長を果たしていくべきである。

第 24 号議案 定款一部変更の件（3）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 15 章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新
(ESG 要素に連動する役員報酬制度の導入)

第 57 条 本会社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、ESG 要素に連動する役員報酬制度を導入する。

▼提案理由

経営陣が主体的・積極的に脱炭素を軸とした取組を進めていくため、二酸化炭素排出削減目標の達成状況等をはじめとする ESG 要素に連動する役員報酬制度を導入する必要がある。

パリ協定の長期目標と整合する削減目標を着実に達成することにより、持続可能な発展に貢献していくべきである。

提案者	議案番号	議案内容		議決権行使内容
会社	1	剰余金処分	1株当たり金25円の配当	賛成
	2	バーチャルオンリー株主総会	株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。	賛成
	3	株主総会資料の電子提供制度導入	主総会資料の電子提供制度導入。株主招集通知等をHP等に掲載することで配布とする。	賛成
	4	取締役13名選任	社外8名、社内5名	賛成
株主 30名	5	発電事業の脱原発・脱炭素化	・「第1章 総則」第2条を変更する。 人類社会の持続可能性と健全な生態系を維持するため、脱原発・脱炭素化を進めるとともに、再生可能エネルギーを主としつつ、次の事業を営むことを目的とする。	否決
	6	株主総会議事録の公開	・「第3章 株主総会」第19条を変更する。 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。	賛成
	7	情報公開の推進	・「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設する。 社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。	否決
	8	技術的・組織的基礎の強化	・「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設する。 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。	否決
	9	石炭火力発電関連の事業から撤退	・「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設する。 関西電力グループとして国内外の石炭火力発電関連の事業から撤退する。石炭火力発電所の廃止を進め、他社からの石炭火力由来の電力調達をしない。	否決
	10	職場のジェンダー平等	・「第8章 CSRに基づく事業運営」を新設する。 男女別賃金や管理職における男女比など性差別について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その実態を毎年公表する。	否決
株主 104名	11	剰余金の処分	当期末における剰余金の配当金について、プルサーマル計画を破棄し、削減できたコストを会社側提案より1株当たり1円多くする。	否決
	12	取締役の解任	森本社長の解任	否決
	13	役員報酬の開示	・「第4章 取締役及び取締役会」第30条の2の条文を追加する。 取締役執行役の報酬を定時株主総会における招集通知に記載し、コーポレートガバナンス報告書に掲載する。	棄権
	14	原発事故時避難計画実効性向上委員会の設置	・「第9章 原発事故時避難計画実効性向上委員会」を新設する。 自治体で作る原発事故時の避難計画を実効性のあるものとするを目的とした、「原発事故時避難計画実効性検証委員会の設置」を行う。	棄権
	15	脱原子力ゼロカーボン	・「第10章 脱原子力ゼロカーボン」を新設する。 原子力発電を稼働せずにゼロカーボンを実現する。	否決
	16	原子力由来の買電禁止	・「第11章 原子力由来の買電禁止」を新設する。 日本原子力発電株式会社との電力購入契約を結ばない。	否決
	17	再処理禁止	・「第12章 再処理禁止」を新設する。 プルトニウムを生産する再処理を行わない。	否決
神戸・大阪・京都 3市提案	18	経営の透明性の確保	・「第1章 総則」に第5条の2で条文を追加する。 社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。	賛成
	19	代替電源の確保	・「第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設する。 原子力発電の代替電源として、多様なエネルギー源を導入することで、低廉で安定した電力供給の役割を担う。	賛成
	20	ゼロカーボン社会の実現への貢献	・「第14章 持続可能な社会の実現への貢献」を新設する。 同社は再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業を始めとする、事業活動にともなうCO2排出を2050年までに全体としてゼロとする。 2 事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。	賛成
大阪・京都 2市提案	21	事業形態の革新	・「第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設する。 多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。	棄権
神戸・京都 2市提案	22	脱原発依存と安全性の確保	・「第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」を新設する。 原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。それまでの間に稼働する場合は、必要最低限の範囲で行う。	賛成
	23	気候変動リスクと機会の開示	・「第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新」の新設をする。 パリ協定の長期目標と整合する2050年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。またシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。	賛成
	24	E S G 要素に連動する役員報酬制度の導入	・「第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新」の新設をする。 本会社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、E S G 要素に連動する役員報酬制度を導入する。	賛成
大阪市	25	報酬等の開示	・「第1章 総則」に第5条の3を追加する。 社会との信頼関係を築くために必要な経営に関する情報として、途中退職者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。	棄権
	26	脱原発と安全性の確保	・「第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」の新設をする。 あらゆる事象についての万全の安全対策、賠償責任が会社の負担能力を超えない制度の創設、核燃料の最終処分方法の確立がない限り、原発を再稼働しない。 2 可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。 3 原発廃止までの間は真に必要な場合、最低限の能力・期間で安定的稼働を検討する。	棄権
	27	安全文化の醸成	・「第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」の新設をする。 原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。	棄権
	28	再就職受入の禁止	・「第1章 総則」に条文の追加をする。 取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。 取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わない。	棄権
	29	取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用	・「第4章 取締役及び取締役会」第20条の変更をする。 取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。	否決
京都市	30	発電事業の脱炭素化	・「第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新」の新設をする。 本会社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力供給契約の締結を行わない。	棄権